

○厚生労働省令第百号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十七号）の施行に伴い、特別児童扶養手当証書の様式を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

令和六年六月二十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

特別児童扶養手当証書の様式を定める省令を廃止する省令

特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十三号）は、廃止する。

附 則

この省令は、令和六年七月一日から施行する。